

○新潟市附属機関設置条例（関係部分のみ抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、他の条例に定めのあるもののほか、市の執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 別表の左欄に掲げる執行機関に、同表の中欄に掲げる附属機関を置く。

（所掌事務）

第3条 附属機関は、それぞれ別表の右欄に掲げる事務を所掌する。

（組織等）

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成27年1月28日から施行する。

別表(第2条, 第3条関係)

附属機関の属する執行機関	名称	所掌事務
市長	新潟市農地効率的利用促進審査会	1 市長の諮問に応じ、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第19条第1項に規定する特例分担事務に関して必要な事項を調査審議すること。 2 前項の諮問に関連する事項に関して必要に応じ、市長に建議すること。